



BUREAU
VERITAS

Bureau Veritas Services

ミャンマー ティワラ経済特別区(SEZ)向け 中古機械検査サービス



このたびはビューローベリタスでは、2015年に、ミャンマー初の大規模工業団地として開業したティワラ経済特別区(SEZ)SEZ向け中古機械に対する検査サービスを開始いたしました。

当地へのお荷をお考えの皆様は、是非弊社サービスをご活用下さい。

1. ご申請手順

- (1)検査お申し込み
- (2)検査日(立会いによる動作確認試験も併せて実施)
- (3)最終船積み書類入手(最終 INVOICE など)
- (4)証明書ドラフト発行/確認依頼(最終書類入手より2~3営業日を目途)
- (5)最終証明書発行(ドラフト完了ご直ちに)

2. 必要書類

- (1)検査実施前
 - ・弊社所定申請書(添付の書式を使用下さい)
 - ・パッキングリストおよび Proforma INVOICE
 - ・LC(コピー)または契約書
 - ・その他
- (2)検査後
 - ・BL(コピー)、最終 INVOICE およびパッキングリスト

(注意事項)

- (1)出荷される機械については10年以上の耐用期間があることが求められています。
- (2)船積み前検査証明書発行日より1年以内に輸入を実施することが求められます。

なお、詳細につきましては都度弊社までお問い合わせ下さい。



お問合せ連絡先

政府指定検査部門・国際貿易検査部門

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル8F

TEL:06-6205-5558 FAX:06-6205-5542